

○農林水産省令第 号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十号）の施行に伴い、並びに農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条の三、第六条第一項、第五十二条の二第一項第四号及び第五十二条の三第一項並びに農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第一条の規定に基づき、農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則及び農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

農林水産大臣 野村 哲郎

農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則及び農地法施行規則の一部を改正する省令

（農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第一条 農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年農林水産省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応す

る改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(削る。)</p>	<p>(農地等の利用状況の報告の方法)</p> <p>第一条 国家戦略特別区域法(以下「法」という。)第十八条第五項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を同条第一項の規定の適用を受けて農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第一項の許可をした農業委員会に提出してしなければならない。</p> <p>一 法第十八条第一項の規定の適用を受けて農地法第三条第一項の許可を受けた法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名</p> <p>二 前号の法人が所有権を取得した農地等の面積</p> <p>三 前号の農地等における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収</p> <p>四 第一号の法人が行う耕作又は養畜の事業がその農地等の周辺の農地等の農業上の利用に及ぼしている影響</p> <p>五 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況</p> <p>六 第一号の法人の業務執行役員等のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>二 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない</p> <p>一 定款又は寄附行為の写し</p> <p>二 その他参考となるべき書類</p>

(公告の方法)

第一条 国家戦略特別区域法(以下「法」という。)第十九条第三項の規定による公告は、同条第一項の規定による合意をした旨及び当該合意の内容を市町村の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

(特例分担事務の処理状況の報告の方法)

第二条 (略)

2 前項の報告書には、当該特例分担事務(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条に係るものに限る。)に係る農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)第一条の申請書の写し及び農地法施行規則(昭和二十七年農林省令第七十九号)第十条第二項各号に掲げる書類の写しを添付するものとする。

(公告の方法)

第二条 法第十九条第三項の規定による公告は、同条第一項の規定による合意をした旨及び当該合意の内容を市町村の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

(特例分担事務の処理状況の報告の方法)

第三条 (略)

2 前項の報告書には、当該特例分担事務(農地法第三条に係るものに限る。)に係る農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)第一条の申請書の写し及び農地法施行規則(昭和二十七年農林省令第七十九号)第十条第二項各号に掲げる書類の写しを添付するものとする。

(農地法施行規則の一部改正)

第二条 農地法施行規則(昭和二十七年農林省令第七十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(使用人) 第七条 法第二条第三項第四号の農林水産省令で定める使用人は、その法人の使用人であつて、当該法人の行う農業(同項第一号に規定する農業をいう。次条、第九条、第十一条第一項第八号ホ、チ及びハ、第五十九条第七号、第十号、第十一号並びに第十二号ロ及びハ並びに付録第一及び付録第二において同じ。)に関する権限及び責任を有する者とする。</p> <p>(農作業に従事する日数) 第八条 法第二条第三項第四号の農林水産省令で定める日数は、六十日(理事等(同項第三号に規定する理事等をいう。以下同じ。))又は使用人(同項第四号に規定する使用人をいう。第十一条第一項第六号、第五十九条第十二号ニ及び第一百一条第二号を除き、以下同じ。))がその法人の行う農業に年間従事する日数の二分の一を超える日数のうち最も少ない日数が六十日未満のときは、その日数)とする。</p> <p>(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請)</p>	<p>(使用人) 第七条 法第二条第三項第四号の農林水産省令で定める使用人は、その法人の使用人であつて、当該法人の行う農業(同項第一号に規定する農業をいう。次条、第九条、第十一条第一項第六号ホ、チ及びハ、第五十九条第七号、第十号及び第十一号並びに付録第一及び付録第二において同じ。)に関する権限及び責任を有する者とする。</p> <p>(農作業に従事する日数) 第八条 法第二条第三項第四号の農林水産省令で定める日数は、六十日(理事等(同項第三号に規定する理事等をいう。以下同じ。))又は使用人(同項第四号に規定する使用人をいう。以下同じ。))がその法人の行う農業に年間従事する日数の二分の一を超える日数のうち最も少ない日数が六十日未満のときは、その日数)とする。</p> <p>(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請)</p>

第十条 (略)

2 令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一七 (略)

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十四条第一項の規定の適用を受けて法第三条第一項の許可を受けようとする者にあつては、同法第二十四条第一項第一号に規定する契約の契約書の写し

九・十 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項)

第十一条 令第一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 一五 (略)

六 所有権が取得される場合(令第二条第一項第一号又は第二項に規定する相当の事由がある場合を除く。)には、所有権を取得しようとする者の国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をい、中長期在留者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者をい。)及び特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に規定する特別永住者をい。以下同じ。)にあつては、在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をい。)(又は特別永住者である旨を含む。以下同じ。)(法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国並びに理事等(構造改革特別区域法第二十四条第一項の規定の適用を受けて所有権を取得しようとする法人にあつては、役員)及び第十七条に規定する使用人(第五十九条第十二号二及び第一百一条第二号において単に「使用人」とい。))の氏名、住所及び国籍等)

七 所有権を取得しようとする者が法人である場合(令第二条第一項第一号又は第二項に規定する相当の事由がある場合を除く。)

第十条 (略)

2 令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一七 (略)

八 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十八条第一項の規定の適用を受けて法第三条第一項の許可を受けようとする者にあつては、同法第十八条第一項第一号に規定する契約の契約書の写し

九・十 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項)

第十一条 令第一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 一五 (略)

(新設)

(新設)

には、その総株主の議決権の百分の五以上を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者（以下「主要株主等」という。）の氏名、住所及び国籍等（主要株主等が法人である場合には、その名称、設立に当たつて準拠した法令を制定した国及び主たる事務所の所在地）

八〇十四 (略)

十五 所有権を取得しようとする者が構造改革特別区域法第二十四条第一項の規定の適用を受けて法第三条第一項の許可を受けようとする法人である場合には、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 構造改革特別区域法第二十四条第一項第一号に規定する契約に係る農地又は採草放牧地の所有権の移転請求権の保全のための仮登記をすることについて、その法人が承諾をする旨

十六 (略)

2 次のいずれかに該当する場合には、令第一条の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号まで及び第十六号に掲げる事項とする。

一〇三 (略)

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出の方法)

第十九条 法第三条の三の届出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一〇四 (略)

五 所有権を取得した場合には、所有権を取得した者の国籍等（法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国）

第五十九条 法第六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇十一 (略)

十二 農地を所有する農地所有適格法人にあつては、次に掲げる事

イ 翌事業年度における事業計画

六〇十二 (略)

十三 所有権を取得しようとする者が国家戦略特別区域法第十八条第一項の規定の適用を受けて法第三条第一項の許可を受けようとする法人である場合には、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 国家戦略特別区域法第十八条第一項第一号に規定する契約に係る農地又は採草放牧地の所有権の移転請求権の保全のための仮登記をすることについて、その法人が承諾をする旨

十四 (略)

2 次のいずれかに該当する場合には、令第一条の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号まで及び第十三号に掲げる事項とする。

一〇三 (略)

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出の方法)

第十九条 法第三条の三の届出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してなければならない。

一〇四 (略)

(新設)

第五十九条 法第六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇十一 (略)

(新設)

ロ 農地所有適格法人の理事等及び構成員のその農地所有適格法人の行う農業への翌事業年度における従事計画

ハ 農地所有適格法人の理事等又は使用人のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者のその農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への翌事業年度における従事計画

ニ 農地所有適格法人の理事等の国籍等並びに使用人の氏名、住所及び国籍等

ホ 主要株主等の氏名、住所及び国籍等（主要株主等が法人である場合には、その名称、設立に当たつて準拠した法令を制定した国及び主たる事務所の所在地）

十三 (略)

(農地台帳の記録事項)

第百一条 法第五十二条の二第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 その農地の所有者の国籍等（法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国並びに理事等（構造改革特別区域法第二十四条第一項の規定の適用を受けて当該農地を取得した法人にあつては、役員）及び使用人の氏名、住所及び国籍等）

三 その農地の所有者が法人である場合には、主要株主等の氏名、住所及び国籍等（主要株主等が法人である場合には、その名称、設立に当たつて準拠した法令を制定した国及び主たる事務所の所在地）

四 (略)

(農地台帳に記録された事項の提供)

第百三条 農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項（第百一条第二号及び第三号に掲げる事項を除く。）を提供するものとする。

十二 (略)

(農地台帳の記録事項)

第百一条 法第五十二条の二第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

(新設)

(新設)

二 (略)

(農地台帳に記録された事項の提供)

第百三条 農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

2 農業委員会は、土地改良区に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項のうち、法第五十二条の二第一項第一号、第二号及び第三号に掲げる事項並びに第一百一条第一号、第四号及び第九号に掲げる事項に該当するものを提供するものとする。

3 (略)

第三百三条の二 農業委員会は、市町村長に対し、法第三十六条第一項の規定による勧告に係る農地及び農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項第一号に掲げる権利に限る。）が設定された農地について農地台帳に記録された事項のうち、法第五十二条の二第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第一百一条第一号、第五号及び第九号に掲げる事項に該当するものを提供するものとする。

2 (略)

(公表することが適当でない事項等)  
第四百四条 法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 前号に掲げる農地以外の農地 法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第一百一条第二号から第四号まで、第八号及び第九号に掲げる事項

2 (略)

2 農業委員会は、土地改良区に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項のうち、法第五十二条の二第一項第一号、第二号及び第三号に掲げる事項並びに第一百一条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項に該当するものを提供するものとする。

3 (略)

第三百三条の二 農業委員会は、市町村長に対し、法第三十六条第一項の規定による勧告に係る農地及び農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項第一号に掲げる権利に限る。）が設定された農地について農地台帳に記録された事項のうち、法第五十二条の二第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第一百一条第一号、第三号及び第七号に掲げる事項に該当するものを提供するものとする。

2 (略)

(公表することが適当でない事項等)  
第四百四条 法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 前号に掲げる農地以外の農地 法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第一百一条第二号、第六号及び第七号に掲げる事項

2 (略)

附 則

この省令は、令和五年九月一日から施行する。